

1. 件名: 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターの核燃料物質使用変更許可申請に係る面談

2. 日時: 令和3年6月11日(金) 16時00分～17時40分

3. 場所: 原子力規制庁10階南会議室※TV会議により実施

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部審査グループ研究炉等審査部門

菅原企画調査官、本多主任安全審査官、真田安全審査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

人形峠環境技術センター環境保全技術開発部長 他7名

5. 要旨

(1) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)から、令和3年6月7日の面談において指摘した、濃縮工学施設における設備の解体撤去等の措置において明らかでない事項、及び開発試験棟の貯蔵設備のキャビネットの更新において、更新後不要となるキャビネットの処理について、以下の説明があった。

①濃縮工学施設について

- 六フッ化ウランを流通した設備・機器については、真空排気により六フッ化ウランをシリンダに回収しているため、設備・機器の内部には、六フッ化ウランは残っていない。
- 汚染した設備・機器等の解体撤去の際、機器・配管の開放した箇所は、適時フッ化水素検知管にて、フッ化水素が検出されないことを確認した後、解体撤去を行う。また、解体用グリーンハウス内での解体撤去は、タイベックスーツ、念のためフッ化水素用フィルタ装着した全面マスクを着用して作業を行う。
- 使用を終了した使用設備を維持管理するための措置として、配管を圧潰する。これにより、空気の流れは遮断され設備内部の気密状態が保持される。更なる措置として、圧潰部分を切断し、切断面はアルミシートで養生の上、ビニールシートで覆うことで、汚染拡大の防止を図る。

②開発試験棟について

- 貯蔵設備のキャビネットの更新により不要になるキャビネットは、放射性廃棄物でない廃棄物(以下「NR対象物」という。)又は放射性固体廃棄物に分別して廃棄する。NR対象物とする場合には、「原子力施設における『放射性廃棄物でない廃棄物』の取扱いについて(指示)」(平成20年経済産業省原子力安全・保安院)を参考として適切に廃棄する。

上記のうち、六フッ化ウランは残っていないこと、解体におけるフッ化水素対策及び不要になるキャビネットの廃棄方法については、補正申請することを予定している。

(2)原子力規制庁からは、上記の説明について、了解した旨を伝えた。

6. 提出資料

- ・核燃料物質使用変更許可申請書の補正の記載に関する方針